

令和6年度雲南市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

1. 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障がい者就労施設等（以下「施設等」という。）からの物品の調達の推進を図るため、以下のとおり方針を定める。

2. 適用範囲

この方針は、雲南市の全組織における物品等の調達に適用する。

3. 対象となる施設等

この方針の対象となる施設等は、次の施設とする（法第2条第4項）。

（1）障がい福祉サービス事業所（障害者支援施設、地域活動支援センター、生活介護事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、小規模作業所）

（2）障がい者を多数雇用している企業（特例子会社、重度障害者多数雇用事業所※）

※①5人以上 ②20%以上 ③重度、知的及び精神障害者の割合が30%以上

（3）在宅就業障害者（自宅等で物品製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

4. 調達する物品等

市が施設等から調達する物品は次のとおりとする。（下記に記載のないものでもあっても、市が調達可能な役務、物品であれば対象とする。）

（1）物品

事務用品・書籍、食料品・飲料、小物雑貨、その他

（2）役務

印刷、クリーニング、清掃、施設管理、情報処理、テープ起こし、飲食店等の運営、信書便、文書封入、梱包、その他

5. 調達の目標

令和6年度の優先調達の目標を次のとおり設定する。

（1）物 品 目標額：2,000,000円

(2) 役 務 目標額：9, 0 0 0, 0 0 0 円

6. 調達の実施

障がい者就労施設等からの物品等の調達にあたっては、予算の適正な執行に配慮しつつ、障がい者就労施設等と随意契約により契約を締結するものとする。

7. 調達の推進方法

- (1) 長寿障がい福祉課は、施設等から提供可能な物品等の情報について、各部署へ情報提供を行う。
- (2) 各部署は、提供された情報を基に物品等の特性を踏まえつつ、施設等への発注に努める。また、市が開催する各種行事、イベント等において、販売、飲食コーナーの設置について公募等を行う場合、長寿障がい福祉課を通じて、施設等へ情報提供を行う。
- (3) 市と業務委託契約（指定管理者制度による施設等管理運営業務を含む。）を締結している相手方に対し、施設等からの物品等の調達について理解と協力を求める。
- (4) 施設等への発注にあたっては、施設等の提供能力に合わせ、納期、納入条件等適切な配慮を行う。

8. 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 雲南市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を作成した時は、市のホームページ等により公表する。
- (2) この方針に基づく調達実績は、翌年度に概要を取りまとめ、市のホームページ等により公表する。

9. 当該調達方針に基づく担当窓口

本方針の担当窓口は、健康福祉部長寿障がい福祉課とする。